

# 檜葉町地域防災計画について

## 目的

災害対策基本法第42条の規定に基づき、町の地域に係る防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、関係機関の総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命、身体および財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を図ること。

## 檜葉町地域防災計画

### 構成

#### 一般災害対策編

第1編 総則

第2編 一般災害対策計画

第3編 震災対策計画

第4編 事故対策計画

第1部 海上災害対策計画

第2部 鉄道災害対策計画

第3部 道路災害対策計画

第4部 危険物等災害対策計画

第5部 大規模な火災対策計画

第6部 林野火災対策計画

第5編 資料

第6編 様式

#### 原子力災害対策編

## 檜葉町防災会議

会長：檜葉町長

構成機関：防災関係機関、インフラ関連企業等（23機関）  
地域防災計画について、検討を行い、必要に応じて修正を実施。

### 計画修正の背景等（例）

- ・地域に係る社会情勢の変化
- ・関連法令の改正
- ・県、町の組織の改正
- ・県地域防災計画の修正等

地域防災計画の内容に反映

# 地域防災計画修正の背景

## 修正の背景

- ・東日本大震災の対応の教訓や町固有の課題を踏まえ、計画を充実。
- ・県の地域防災計画の修正及び原子力規制委員会の原子力災害対策指針の全面改正に伴う修正。
- ・檜葉町原子力防災対策検討委員会からの提言を計画へ反映。

東日本大震災以降の新たな防災対策

防災  
減災

【国】防災基本計画

修正

【福島県】地域防災計画

修正

【檜葉町】地域防災計画

提言

檜葉町原子力防災対策検討委員会

【原子力規制委員会】  
原子力災害対策指針の全面改正

檜葉町固有の課題

<今回の修正のポイント>

### 【一般災害対策編】

- ・円滑かつ安全な避難の確保対策
- ・一人一人に目配りする防災対策
- ・相互連携(町民、事業者、町)による対策

### 【原子力災害対策編】

- ・原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の設定
- ・新たな原子力災害対策の枠組みへの対応
- ・広域避難計画の策定等
- ・放射線防護対策の強化
- ・原子力防災対策検討委員会による提言

### 【複合災害への備え】

- ・新たな原子力災害対策重点区域の考え方(PAZ、UPZ)
- ・初期対応の新たな枠組みの導入(緊急事態区分、緊急時活動レベル)
- ・原発立地町であること
- ・原子力災害の被災経験
- ・長期避難からの帰町

# 地域防災計画（一般災害対策編）の修正①

## 主な修正のポイント

### 【円滑かつ安全な避難の確保対策】

- ・安全性等の一定の基準を満たす緊急時の避難場所指定
- ・避難勧告・指示の基準策定の促進等
- ・ネットワーク化された避難路の整備等

県の防災計画修正

県の防災計画修正

県の防災計画修正

### ・安全性等の一定の基準を満たす緊急時の避難場所指定

種別	説明
一時集合場所	災害時に比較的すぐに避難でき、災害の状況の確認、避難の判断を行う地区の拠点施設。なお、原子力災害における広域避難の際の一時集合場所にも位置づける。
指定緊急避難場所	災害に対して安全な建物で多人数の収容が可能な施設もしくは公園等。
指定避難所	<u>避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設。</u>
福祉避難所	広域避難所または地域避難所で、十分なケアが受け入れられない要配慮者を重点的に受け入れる施設。

### ・避難勧告・指示の基準策定の促進等

津波・高波・高潮等において、十分な警戒が必要なため、避難の勧告や指示の基準づくり、情報の的確な広報・伝達に取り組むこととする。

### ・ネットワーク化された避難路の整備等

被害があっても迂回のできる道路ネットワークの構築が極めて重要なため、復興インターの整備や東西南北に複数の避難ルート of 構築に取り組むこととする。

# 地域防災計画(一般災害対策編)の修正②

## 主な修正のポイント

### 【一人一人に目配りする防災対策】

- ・避難行動要支援者への対応計画づくり促進
- ・あらゆるニーズに対応する避難所運営に必要な視点
- ・被災者に対する支援状況等を集約した被災者台帳の構築

県の防災計画修正

町による修正

町による修正

### ・避難行動要支援者への対応計画づくり促進

避難行動要支援者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るための特に支援を要するものをいう。)の名簿の作成に取り組むこととする。

### ・あらゆるニーズに対応する避難所運営に必要な視点

緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するため、一定の基準を満たす施設をあらかじめ指定することとする。

### ・被災者に対する支援状況等を集約した被災者台帳の構築

罹災証明書を遅滞なく交付するための仕組みづくりや被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳システムの構築に取り組むこととする。

# 地域防災計画(一般災害対策編)の修正③

## 主な修正のポイント

### 【相互連携(町民、事業者、町)による対策】

- ・町民、事業者等の生活必需物資の備蓄等
- ・自主防災体制の強化及び支援等の受入体制の強化
- ・地区防災計画の提案促進

町による修正

町による修正

県の防災計画の修正

### ・町民、事業者等の生活必需物資の備蓄等

町民の生命に直結するものから計画的に備蓄に取り組み、民間事業者等との協定による流通備蓄の確保に取り組むこととする。

### ・自主防災体制の強化及び支援等の受入体制の強化

自主防災体制やコミュニティの再構築をすることが必要であり、その取り組みを支援する。また、民間との協定促進、訓練等を通じた他機関等による支援・応援の受入体制の強化に取り組むこととする。

### ・地区防災計画の提案促進

一定の地区内の住民及び事業者は、防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資の備蓄等の推進に努める。必要に応じて、当該地区の防災活動に関する計画を作成し、地区と町が連携して防災活動を行っていくこととする。

# 地域防災計画(原子力災害対策編)の修正①

## 主な修正のポイント

- ・原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の設定
- ・新たな原子力災害対策の枠組みへの対応
- ・広域避難計画の策定等
- ・放射線防護対策の強化
- ・原子力防災対策検討委員会による提言

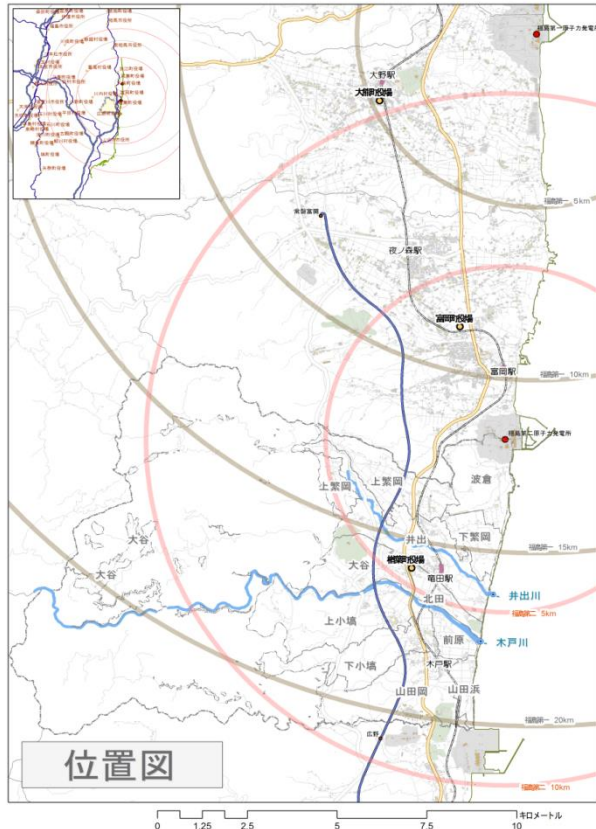
原子力防災指針全面改正

原子力防災指針全面改正

県の防災計画修正

原子力防災指針全面改正

町による修正



## ・原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の設定(国指針より)

	福島第一	福島第二
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:目安は5km)	なし	木戸川以北の行政区
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:目安は30km)	町全域	PAZ以外の全域

PAZ:「原子力緊急事態宣言」の発令と同時に住民の避難を開始するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的な防護措置を実施する区域  
 UPZ:「原子力緊急事態宣言」の発令時には、緊急時の環境放射線モニタリングの結果をもとに住民の屋内退避等を実施するなど、緊急時の防護措置を準備する区域

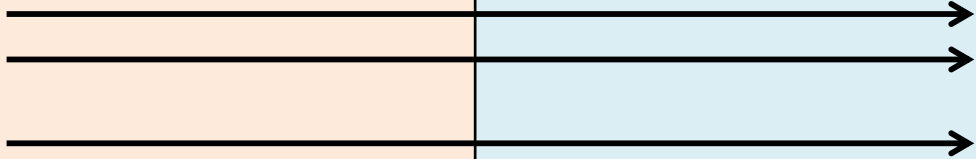
## 【更なる安全のために】

- ・原子力災害対策重点区域(福島第一)に係るリスクの考慮
- ・檜葉町原子力防災対策検討委員会からの提言(後述)

福島第一に関して、木戸川以北の行政区について、町独自にPAZ内と同等の警戒態勢を敷いて対処。

# 地域防災計画(原子力災害対策編)の修正②

・新たな原子力災害対策の枠組みへの対応(国指針より)

緊急事態区分と緊急時活動区分	予防的防護措置 を準備する区域内(PAZ)	緊急時防護措置 を準備する区域内(UPZ)
<b>情報収集事態</b> →立地市町村で震度5弱、5強の地震		
<b>警戒事態</b> →県内で震度6弱以上の地震、大津波警報発令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要避難支援者の避難準備</li> </ul>	
<b>施設敷地緊急事態</b> →全交流電源喪失(30分以上)、原発境界付近の放射線量1時間当たり5 $\mu$ Sv以上検出等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要避難支援者の避難実施</li> <li>・避難の準備</li> <li>・安定ヨウ素剤の服用準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避の準備</li> </ul>
<b>全面緊急事態</b> →全交流電源喪失(1時間以上)、原発境界付近の放射線量1時間当たり5 $\mu$ Sv以上検出(10分以上又は2地点以上)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の実施</li> <li>・安定ヨウ素剤の服用準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定ヨウ素剤の服用準備</li> <li>・要支援者の避難実施</li> <li>・避難の準備</li> </ul>
<b>放射性物質の放出の確認</b> OIL1 : 500 $\mu$ Sv/h超 OIL2 : 20 $\mu$ Sv/h超 20 $\mu$ Sv/h未満		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の実施</li> <li>・地域生産物の摂取制限</li> <li>・一時移転の実施</li> <li>・屋内退避継続</li> </ul>

・広域避難計画の策定等

町外への広域避難も想定した避難計画・マニュアルの整備に取り組むこととする。

・放射線防護対策の強化等(国指針より)

防護服や個人線量計等の装備、安定ヨウ素剤の予防服用などの事前対策に取り組むこととする。

また、緊急時において遮蔽性の高いコンクリート屋内施設を退避場所として利用可能とするよう

取り組むこととする。

# 地域防災計画(原子力災害対策編)の修正③

## 檜葉町原子力防災対策検討委員会の提言

- 1 災害対策本部機能の強化に資する不断の取組
- 2 広域避難計画の策定
- 3 放射線防護対策の確立
- 4 新たな原子力災害対策重点区域の検討
- 5 原子力緊急時対応システムの見直し

### 1 災害対策本部機能の強化に資する不断の取組

#### ・原子力施設監視体制の確立

町は原子力災害に備えるため、独自に継続的に専門家から意見を聴取できる体制構築に取り組むものとする。

#### ・人材育成及びリスクコミュニケーション活動の促進

職員に対する放射線関連の資格取得の促進や、研修等への参加の機会提供し、防災対策等に関するワークショップ等の参加促進を図るものとする。

### 2 広域避難計画の策定

#### ・避難マニュアルの整備など広域避難のための対策

避難マニュアルの整備に取り組むと共に、複合災害等の状況において、要配慮者には、避難行動に伴う心身の負担や被ばくへの不安などに配慮した対応を検討し、また、除染廃棄物が避難の障害となる可能性も検討して、避難計画に反映するものとする。



### 3 放射線防護対策の確立

#### ・町独自の放射線計測情報ネットワークの仕組み構築

防災体制構築の一環として、自主防災組織、消防団その他の防災や放射線関係者(事業者を含む。)の協力を得るなどして、町独自に放射線計測情報を収集する仕組みを構築するものとする。

#### ・個々人の被ばく線量に関する監視体制の整備・維持

原子力災害時に町民の被ばく線量を評価する一環として、適切なリスクコミュニケーションを実施したうえで、日頃から、町民が個々人のレベルで被ばく線量を把握し、理解しておくよう取り組むものとする。

### 4 新たな原子力災害対策重点区域の検討

#### ・町独自の予防的避難の範囲設定の検討

福島第一原子力発電所に関しては、木戸川以北の行政区について、町独自にPAZ内と同等の警戒態勢を敷いて対処するものとする。

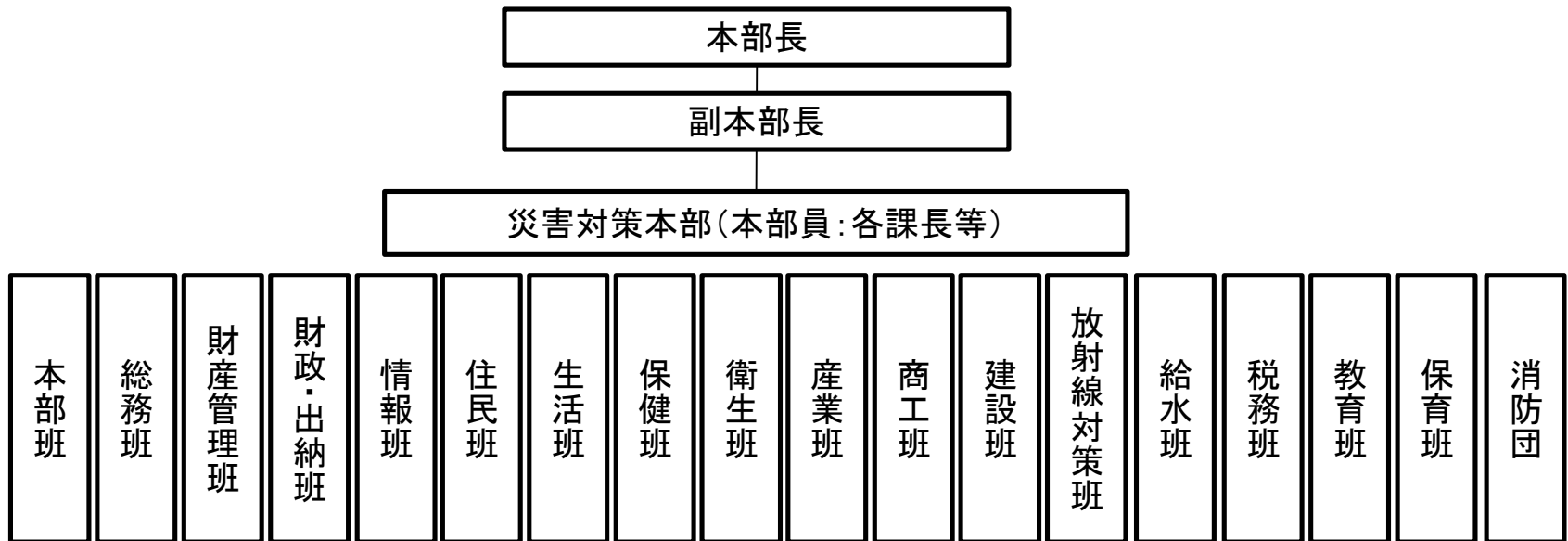
PAZ(予防的防護措置を準備する区域)  
:原子力施設から概ね半径5km以内を目安としている。

### 5 原子力緊急時対応システムの見直し

#### ・情報収集手段の複数化、多様化に向けた町独自の取組の検討

複合災害等の状況においても通信機能を多少でも確保して、通信が完全に途絶えることのない仕組みの検討、構築に取り組むものとする。

# 町の組織体制(複合災害への備え)



## 今回の修正ポイントを踏まえた事務分掌変更に係る一例

本部班:原子力発電所の情報収集に関すること等

総務班:広域避難先自治体との連絡調整に関すること等

財産管理班:一時集合場所、避難所の機能確保・維持等

保健班:安定ヨウ素剤の配布・服用に関すること等

産業班:飲食物の摂取制限、農畜水産物の出荷制限に関すること等

商工班:商工業品の出荷制限に関すること等

建設班:交通規制・道路情報に関すること等

放射線対策班:放射線管理に関すること等

原子力災害への体制と、地震・風水害等の自然災害への体制を同一の形態として役割を明確にし、複合災害への対応を実効性のあるものとする。